

# 産業建設常任委員会調査報告書

(平成20年6月定例会)

## 1 調査事件

農地・水・環境保全向上対策についての検証(平成18年12月定例会で報告)

## 2 調査目的

19年度より始まった本対策については、国の方針は概ね提示されていたが、県の取り組みについて不確定の部分があった。委員会の報告書を提出したのが18年12月であることから、その後状況の変化がみられ認識と実施状況との齟齬ができたのは致し方ないと思われる。

1年間の経過を踏まえ2年目がスタートした今、報告書にある6つの意見に沿って実施状況を検証した。

## 3 調査経過

平成20年4月16日

平成20年4月22日

## 4 検証結果

(1) 国の共同活動支援単価、2,200円/10aの早急の確定と営農活動支援の実施を求める意見に対し、県の方針が示されたのは19年の1月5日であり、共同活動支援単価が50%になったことは周知の事実である。

当初、国と県市町村で合計4,400円/10aの支援単価が見込まれ喧伝されたが、基礎活動量を貨幣換算すると全国平均6,600円/10aに対し、山形県は2,930円/10aであり、現場での裁量になったものと思われる。それだけ水田の基盤ができており、必要な共同活動の範囲は少ないものと推察される。営農活動支援については、予定よりかなり遅滞したが2月下旬に各取り組み農家に入金され、環境保全型農業の一層の推進にはずみがつくと思われる。

(2) 県の取り組みについては、当初支援単価の50%の地方裁量の採用と重点地区の再設定が検討されたが、現場の市町村からの見直し要望と、国の支援交付金と同規模の地方交付税措置が見込まれることから原則として共同活動に係る重点活動地区の設定は行わないことになった。その後の経過は、共同活動について町の活動組織は78組織を数えほぼ全地区が対象になり水田で5,625.53ha、畑・樹園地で59.96ha、金額にして124,609,000円が交付された。なお、営農活動面積はそのほぼ24%、水田で1,184.15haを数え82,417,300円が本町に交付された事になる。初年度であり、現場での多少の混乱はあったにせよ、今後4年間この金額を下位に位置づけ一層の農業の持続的発展とともに環境を意識した農業への傾斜を強めていき、真の食糧基地としての位置づけを確立していく事が望まれる。

(3) 町の取り組みとして、地域ブランドの確立のためのエコファーマー取得

の拡大と堆肥散布の面積拡大と原料確保に努めるべきであると進言したが、この施策の要件にもなっており意識の高まりが期待されたところである。エコファーマー取得については、17年138人、18年763人、19年837人と年々増加しており、関心の高さがうかがえる。堆肥散布の面積については18年で910haが積み上げされており、施設規模も変動ないことから、19年も同様の面積と推定される。堆肥原料となる畜糞は、畜産経営が飼料高によるコスト上昇により廃業の危機に直面している状況であり、原料供給が今後の命題である。それと同時に米経営安定対策への加入状況や有機栽培米、減農薬米、環境に配慮したエコファーマーなどの加入実績が高い事が要因で、県内35市町村の中で唯一07年産米より08年産米の作付目標数量が上回った町として、この施策を追い風に一層の環境保全型農業へと邁進することが町としての方向である。また、水質保全と水田貯留機能増進としての止水板の設置については、近年地球温暖化の影響もあり、一度に降る雨の量が、増加している傾向にある事を考慮しつつ止水板の簡便化、自動化も視野に入れながら運動として盛り上がりを図っていくべきである。

- (4) 19年度農業用排水路補修事業費1,000,000円の予算が計上されているが用途状況を見ると一件398,000円の支出のみとなっている。軽微な補修は本施策の対象となっており、肩代わりされているものもあると推察される。しかし報告書の課題にも指摘している様に、長年の使用による水路の不等沈下やゆがみ、漏水などによる据え直し、鋼製スライドゲートの改修など、金額のかさむ工事は今後ますます必要になってくるものと予想され存続は必然である。
- (5) 共同活動交付金の用途については、地域協議会と活動組織との中に入り、十分な連携をとりながら指導、助言をすべきとしたが初年度でもあり、それぞれの対応について戸惑いもみられた事は事実である。特に日当の支払いや役員報酬、源泉徴収などは、朝令暮改のごとく活動組織は相当苦労された。また、活動項目毎の写真や事務量の多さについても想定外であり、不慣れも手伝い頭を悩ました事の一つである。中2階といわれる営農基礎活動についても、返還金42団体4,346,000円(内2団体は取り組みなし)であり、浸透の違いが浮き彫りになった。それを受けて、相談窓口である地域協議会としては、横の連絡をとる意味で(仮称)「庄内地域資源保全団体連絡協議会」の設立を検討中であり、現場の事務処理の簡便化の要望を受けて、それに対応した取り扱いについても順次説明がなされている。今後は活動事例の紹介や情報交換を密にし、将来受け継がれる農村環境の維持、保全につながるようにきめ細かな指導、助言をしていくべきである。
- (6) 地域との信頼関係の構築については、この1年間の取り組みを総括し、人的対応や各組織での問題点を洗い出し、それらの課題解決に向け具体例なども提示しながら交付金の有効な活用、地区のまとまりを図り5年間のうちにその地域に合った資本の蓄積を図っていくような助言をすべきである。また、この事業により農業者以外の人の意識の高まりも期待されると

ころである。そのことが信頼関係の醸成に繋がっていくし、終わってみたら何も残らなかったなどとならないようにする事が町と関係機関の役割でもあると思われる。

# 産業建設常任委員会調査報告書

(平成20年6月定例会)

## 1 調査事件

新エネルギー総合利用計画についての検証(平成19年3月、9月定例会で報告)

## 2 調査目的

自然のエネルギーは、地球環境と未来の人類を支えるかけがいのないものである。平成18年12月に策定、発表されたこの計画について、平成19年3月議会、6月議会の中間報告書を挟み9月議会に提出した報告を含めて検証した。

## 3 調査経過

平成20年4月30日

平成20年5月21日

平成20年5月27日

## 4 検証結果

### (1) 菜の花、ひまわりエコプロジェクト

ア 事業主体となるべく農業団体、農産加工団体、民間業者、町等の関係者によってプロジェクトのための連絡協議会を設置する計画に対して未だ端緒についておらず、まして産地づくり交付金の上乗せ、集落輪番制でのブロックローテーション、現在進行中の農地・水・環境保全向上対策での景観形成作物での栽培推奨についても進展がみられていない。

庁内で、バイオスタウン構想のための担当者の会議は開催されており、10月に公表の見込みである。その後具体的検討に入る予定であり推移を見守りたい。

イ 廃食用油のリサイクルの内、BDF製造については、7月1日より余目地域も含めて全町的に回収する計画である。立川地域での実績を踏まえて全町で7,500回収予定であり、製品として90%、6,750を立川CSセンターにて製造し、堆肥生産センター作業車、スクールバスなどに順次利用する計画である。実施により住民の環境意識の高揚に役立つものと思われる。

### (2) 森林資源の有効活用

ア 緑環境税の交付・活用により、間伐材が増加し一年間で20ha相当分が見込まれる。しかし、それをペレット、チップに加工する場所までの輸送コストを考慮すると体制の整備は進んでいない状況である。一方、原油の高騰はとどまることをしらず、1バレル140ドル台になる予測もされている。農業用ビニールハウスでのペレットストーブの導入も各所で報告され、コスト引き下げ努力がなされている。今冬はそれらの実証も必要とされる。

イ 木質バイオマスガスコージェネシステムの結果については、平成20年度を取りまとめの時間にあてるとの報告がなされている。今年度は施設を改造して独自に実証試験を開始したい旨報告されており、一層の技術の進歩

が期待される。

(3) 有機バイオマスの利用促進

ア 余目地域における生ゴミの分別収集については、2 集落でのスタートになる。今後その輪を広げていく必要があると思われるが、そのまま堆肥化するか、メタンガス化にするかは先進事例を学び近々に判断を迫られる課題である。

イ 生ゴミのメタン発酵プラントについては、今後、畜産の状況とも絡んで、なお一層の十分な調査と検討を重ねる必要がある。

ウ 農業集落排水汚泥については、肥料化、ガス化と焼却の方法もあり本町に適した方法を検討していくことに変わりはない。

(4) 庄内町次世代エネルギーパーク構想（ポストシンボル風車）

ア 次世代エネルギーパーク構想（小規模マイクログリッド）の事業化調査報告書がこの程公表された。基本コンセプトとして目指せ「日本一」「日本初」として、風力発電、太陽光発電、蓄電池の他に足湯設備なども盛りられ、新しい仕掛けを提供しながら、交流人口を増加することに腐心した内容であった。施設の整備には過疎債の活用、事業主体は町、運営体制は町の他に民間事業者、大学等研究機関、地域の団体、町民（サポーター）等の産学官民によるとし、スケジュールとして平成 20 年より基本設計に入れば 23 年にリニューアルオープンを目指す内容であった。しかし現在では、22 年 3 月まで具体的計画を示すとしている。前回の報告書にも触れているが、トータルの費用対効果を考えると、小規模自治体として事業主体となることは財政状況を勘案し慎重にならざるを得ないとした前回の意見に変更はない。

イ 100 k w 風車 3 基については、シンボル風車としての役割は果たしたものと理解したことは変わりはない。歴史的価値があるものとして残すか、或いは撤去するかについては今後の推進委員会やプロジェクトチームの結果報告を待たなければならない。いずれにしても町民の理解を深化させる努力は今後とも必要である。

ウ 交流人口に陰りがみえる今、既存の建築物のリフォームと報告書にある短・中・長期に亘る利用施設の段階的な整備によって新エネルギー環境教育、エコツーリズムの拠点、町民の憩いの場としてリニューアルし、交流人口を増加させることができるかは構想の実現性にかかっている。いずれにしても工事費や運営体制、コスト、事業実施による波及効果などを熟慮し、総合的に判断しなければならない。今までの整備は、笠山全体を一つの基本構想の基に整備する配慮が不足していたことも事実である。

エ 新エネルギー等、地域集中実証研究の調査については、今後十分な時間的余裕をもって実地踏査すべきであることに変わりはない。新エネルギー推進委員会の新たなメンバーによる新体制が 5 月に発足した。町長よりプロジェクトの整備計画策定について諮問がなされ、答申は平成 22 年度末になる見込みである。

当初計画より 2 ヶ年の検討期間が与えられ、それと並行して庁舎内での

プロジェクトチームも立ち上げ、財政や観光の面からも検討を加える予定である。